



(金 沢)

石川・ひろさか広坂遺跡

- 1 所在地 石川県金沢市広坂一丁目
- 2 調査期間 第二次調査 一九九六年(平8)四月～一九九七年三月
- 3 発掘機関 金沢市教育委員会
- 4 調査担当者 楠 正勝・庄田知充
- 5 遺跡の種類 集落跡・寺院跡・居館跡・城下町跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

広坂遺跡は、小立野台地先端部に設けられた金沢城の南側に位置し、遺跡の南端は、金沢城外堀にあたる西外総構堀によって区画される。広坂は藩政期には「堂形前」と呼ばれ、おもに前田家の重臣の屋敷地が配置された所である。

昨年度までの第一次～第三次調査で、遺跡の南東部

計七五〇〇㎡を発掘し、弥生時代から近世に至る遺構や遺物を検出した。その中でも奈良時代～平安時代の寺院、鎌倉時代末期～室町時代の居館、江戸時代の武家屋敷及び西外総構堀の土居が見つかったことにより、現在の金沢市中心部が古代以来、北加賀の一大拠点だったことが明らかになってきた。

遺跡中央部からは古代の瓦が大量に出土した。また、表面に「寺」と刻まれた平瓦や、外面高台内に「佛」と彫られた土器は、遺跡を性格づける遺物として注目できる。寺域の南東隅を示すと考えられるL字状の区画溝と掘立柱建物・竪穴建物も遺跡南東部から見つかった。

一四～一五世紀頃の遺物を包含する三条の堀のうち、外側の二条の堀は南北方向から西へL字に曲折する。その区画内から、大量の石及び古代の瓦とともに中世の遺物を廃棄した、浅い土坑が複数見つかった。館の築造に際しての廃棄物整理土坑であろう。

近世では、遺跡南端の土居に並行する道路の北側には、調査区全体に屋敷が展開する。屋敷地は一六三〇年頃の火災で廃されるまで、東西方向と南北方向の直交する堀で区画される。屋敷の住人は不明だが、この時期、遺跡南東部に、鉄滓と鞆の羽口を大量に廃棄した土坑群が連続して形成されており、屋敷内で鉄加工に関わる生産活動が行なわれていたようである。一六五〇年代以降は、おもに重臣の屋敷地だったことが諸絵図によりわかる。宝暦九年(一七五九)

の大火後、堂形前が火除地になったと『金沢古蹟史』に記されるが、発掘調査からはこの時期に、後述のSX二〇二四のような巨大な土坑が三基以上掘られたことが判明した。文政二年（二八一九）以降は、再び武家屋敷に戻され、幕末まで武家地として供用された。天保一四年（一八四三）頃の絵図には、北側に前田内蔵之助（三千石）、街路を挟んで南側に庄田兵庫（千六百石）など七家の屋敷地が描かれている。

木簡(1)は、方形土坑SX二〇一三（約七m四方、深さ約一・五m）から出土。大量の鉄滓や轡の羽口、一七世紀第一四半期の陶磁器が相伴した。また、焼成後底部に「天下」と釘彫された火入が出土した。(2)は、池状遺構SX二〇八一（長径約七m深さ約〇・八m）から出土。一七世紀第一四半期の陶磁器が相伴する。

(3)は、円形土坑SK二〇五二（直径約二m深さ約二・五m）から出土した。一七世紀第二四半期の陶磁器が相伴する。延宝年間（一六七三～八二）の絵図では、津田源右衛門（三千石）の屋敷地内に比定できる。(4)(5)は、池状遺構SX一〇三四（長径約一五m深さ約〇・八m）から出土した。一八世紀末～一九世紀初頭の陶磁器が相伴。

(6)～(8)は、楕円形の巨大な土坑SX二〇二四（長径約一〇m深さ約四m）から出土した。相伴遺物は概ね一八世紀末～一九世紀初頭の陶磁器で、上層からは軟質施釉陶器の窯道具や焼成不良品、隣接する本多家の家紋が蒔絵された漆膜などが出土した。下層は木製品堆

積層と泥層とで形成されており、掘削後暫時開口しており、最終的にゴミ穴として埋め戻された様子が窺える。

8 木簡の釈文・内容

土坑SX二〇一三

(1) ・「<かなや村九[左カ]衛門
五斗二升畑代(花押)」

・「<元和九年 拾月廿一日 178×30×4 032」

池状遺構SX二〇八一

(2) ・「石黒作左衛門 荷但[]
大屋[]右衛門 [郎カ]
・「五太[] (216×31×3 081」

土坑SK二〇五二

(3) ・「[] [之カ]
。津田[]宅 (148×57×11 019」

池状遺構SX一〇三四

(4) 「。文政十二年。

。 式之内。」

260×(149)×4 065

(5) 「此ほとり江□より一□無用

〔宅カ〕
□□との

(582)×78×10 019

土坑SX二〇二四

(6) ・「あよく咲白」

・□□ 白

146×15×3 051

(7) □納豆

□院

(60)×(146)×2 061

(8)

・「申上
打□□□」

・□□□
」

74×54×4 065

(1)は、上端部に若干の欠損部があるほかは、ほぼ原形をとどめているものと考えられる。文字は両面に二行ずつ、計四行認められる。裏面一行目の「元和九年」以下は、文字の崩れが著しくて判読できない。

(2)は、周囲欠損が著しいが、原型は隅取した方形板と推定される。文字は、表面には三行、裏面には二行が認められる。裏面「五太」以下は文字の崩れが著しくて判読できない。

(3)は、下端が切損する。表面に三行、裏面に一行が認められるが、表面には全面に無数の刃による傷が刻まれ、まな板に転用されたようである。そのため墨痕の遺存が不良で、判読できない文字が多い。裏面も墨痕が薄く判読不能である。

(4)は、遺存状態が不良だが、長方形の形状は原形をほぼとどめているものと考えられる。上下端四カ所には釘穴とみられる穿孔が認められ、蓋として使用されたのであろうか。文字は片面に二行が認められる。

(5)は、左端部の欠損が著しい。文字は片面に二行が認められる。

(6)は、ほぼ原形をとどめているものと思われる。文字は両面に一行ずつ認められるが、裏面の上二文字は、判読できない。

(7)は、形態から曲物の蓋と考えられるが、上半分と下端が欠損している。類例から二行目には寺院名が記されると推定できるが、墨痕が薄くて判読できない。

(8)は、左下端が折損している。表面に二行、裏面に二行が認められるが、墨痕が薄く、「打」以下は判読できない。(庄田知充)